

地方自治法改正対応に関する第2回アンケート結果報告

日本公認会計士協会近畿会 公会計委員会

I. はじめに

日本公認会計士協会近畿会 公会計委員会は、平成29年地方自治法改正（以下、「改正自治法」という）の施行後2回にわたって全国の自治体の監査委員事務局にアンケート調査へのご協力をお願いしました。

令和3年1月に実施した1回目のアンケート調査は、改正項目全般について網羅的に質問し回答を得ました。回答結果については取りまとめ、日本公認会計士協会近畿会のWebサイトに掲載しております。令和5年2月に実施した当該2回目のアンケート調査は、1回目のアンケート結果を受けて、当委員会において、監査委員監査及び自治体内部統制充実の取組に対する理解に混乱が生ずる恐れがあると判断した事項に的を絞って実施したものです。具体的には、1) 監査委員による監査基準の作成とその位置づけ、2) 内部統制評価報告及びその審査制度の創設、の2点に関係する論点に着目しました。

この2点に着目した背景は次のような課題を認識しているためです。

監査の品質を高め有効なものとするためには、規範性を持った監査基準が必要であるとして、平成31年3月に総務省は「監査基準（案）」を公表し、「指針」として規範性を有する（改正自治法第198条の4第5項）ものと位置付けられています。また、改正自治法で導入された「内部統制制度」に対しても「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」が公表されました。

しかし、「監査基準（案）」は、企業会計審議会から公表されている企業の財務諸表監査の「監査基準」と類似しているため、監査制度及び財務諸表監査のための内部統制評価と監査委員監査及び自治体の内部統制評価報告及びその審査制度との違いが明確に認識されていない側面があります。

このような問題意識をもって、今回のアンケート結果に対する総評と、自由記載における様々なご意見お考えに対する個別の意見・感想をまとめました。

II. アンケートの発送及び回収状況

No.	回答状況	都道府県	政令市	23区	中核市	一般市	合計
1	発送対象	47	20	23	62	710	862
2	回答あり	19	9	4	33	338	403
3	回答あり (割合)	40.4%	45.0%	17.4%	53.2%	47.6%	46.8%
4	回答なし	28	11	19	29	372	459
5	回答なし (割合)	59.6%	55.0%	82.6%	46.8%	52.4%	53.2%

今回のアンケートに回答頂いた自治体は 403 自治体 (46.8%) でした。なお、前回 (第 1 回) アンケートに回答頂いた自治体は 463 自治体 (52.4%) でした。

III. アンケートにおける質問及び回答並びに回答の分析総評

問 1 貴自治体名 問 2 自治区分

省略

問 3 令和 3 年 1 月実施の公認会計士協会近畿会公会計委員会アンケート「地方自治法改正対応に関するアンケート」に回答いただいていますか。

No.	回答	都道府県	政令市	23区	中核市	一般市	合計
1	Yes	9	5	1	28	168	211 52.4%
2	No	2	2	0	1	29	34 8.4%
3	わからない	8	2	3	4	141	158 39.2%
	合計	19	9	4	33	338	403 100.0%

今回回答頂いた自治体のうち、第 1 回も回答して頂いたのは 211 自治体 (52.4%) でした (発送対象 862 自治体に対しては、24.5%) 。

問 4 監査委員監査の位置づけについてどのように考えていますか。

No.	回答	都道府県	政令市	23区	中核市	一般市	合計
1	自治体のガバナンスの要である	4	0	1	6	54	65 16.1%
2	自治体のガバナンスの要は、首長と議会と市民のチェック&バランスであり、監査委員監査はこれを補完するものである	11	8	3	25	268	315 78.2%
3	その他	4	1	0	2	16	23 5.7%
	合計	19	9	4	33	338	403 100.0%

監査委員監査は No2「自治体のガバナンスの要を補完する」という意見が多数を占めていますが、監査委員監査は No1「自治体のガバナンスの要」と考える自治体が 65 自治体 (16.1%) あり、No3「その他」の中にも自由記載によると、同様な意見が数件 (9 件) ありました。

【回答の分析総評】

No3「その他」を選択した自治体からは、別紙のとおり自由記載を頂いています。自由記載についてピックアップし、コメントいたします。

監査の独立性が確保されていないなどの問題点があり、制度改革が必要（問 4 自由記載 F）とする記載がありました。地方自治法上、監査委員には公正不偏の態度保持（第 198 条の 3 第 1 項）、兼職兼業の禁止（第 196 条第 3 項他）、親族の禁止（第 198 条の 2 第 1 項）、OB の制限（第 196 条第 2 項）等、一定の独立性を確保するための規定があります。監査委員に求められる独立性は、民間企業の財務諸表監査の監査人（公認会計士、監査法人）に比べると、やや緩やかと言えますが、職員 OB や議員等、行政に対する幅広い知見を有する人材が就任することを必要以上に制限しないことにも意味があり、また、例えば強固な外観上の独立性を求めることなどは、財政的負担の要因にもなります。よって、現状において求められる独立性は一定の合理性があると考えます。

問 5 監査委員監査の目的について考え方が近い方を選択ください。

No.	回答	都道府県	政令市	23区	中核市	一般市	合計	
1	決算や事務が正しいことについてお墨付きを与える（保証する）ものである	3	0	0	3	61	67	16.6%
2	決算や事務の課題を指摘することにより改善を促すものである	16	9	4	30	277	336	83.4%
	合計	19	9	4	33	338	403	100.0%

監査委員監査の目的は、No2「課題を指摘し改善を促すもの」との回答が 336 自治体（83.4%）ありました。他方、No1「決算や事務の保証する」との回答が 67 自治体（16.6%）あり、保証するという考え方が少なからずありました。

【回答の分析総評】

監査委員監査の本質的機能に関しては、地方自治法の中で規定されていないため、その本質的機能を決算や事務が正しいことを「保証するもの」と解釈されている方が一定数おられるのだと考えます。特に決算審査についてはその保証機能を認める意見もあります。

しかし、『逐条地方自治法』によると、監査委員監査は「不正又は非違の摘発を旨とする点にあるのではなく、行政の適法性或いは妥当性の保障にあるというべきであり」¹とされており、「保証」ではなく、社会保障や安全保障などで用いられる「保障」の用語により説明されています。よって、監査委員監査の基本機能としては合理的・効率的な行政を確保できるよう立場や権利を保護・保全することすなわち「保障」機能と考えるのが妥当と考えます。なお、決算審査に関しては、多くの自治体は決算書が正しく作成されている旨の審査結果を表明していますが、決算書が関係法令に準拠して作成され、決算書類と関係帳簿などの基礎資料とが整合している旨の意見であって、決算関連数値の基礎資料そのものの正確性までを保証するものではないと考えます。

¹ 松本英昭（2017）．新版 逐条地方自治法 第 9 次改訂版 学陽書房 P704

問 6 貴自治体の監査基準はどのように作成されましたか。

No.	回答	都道府県	政令市	23区	中核市	一般市	合計	
1	総務省の監査基準（案）ほぼそのまま	4	0	0	2	37	43	10.7%
2	総務省の監査基準（案）をベースとして、適宜調整	13	5	4	14	139	175	43.4%
3	全国都市監査委員会（全都監）監査基準ほぼそのまま	0	1	0	6	35	42	10.4%
4	全国都市監査委員会（全都監）監査基準をベースとして、適宜調整	0	1	0	10	117	128	31.8%
5	独自に作成	2	1	0	1	2	6	1.5%
6	その他	0	1	0	0	8	9	2.2%
	合計	19	9	4	33	338	403	100.0%

総務省の監査基準(案)又は全国都市監査委員会の都市監査基準をほぼそのまま監査基準としたとの回答が 21.1%、それらをベースに調整したとの回答が 75.2%にのぼりました。

No6「その他」と回答した9自治体（2.2%）にも、自由記載によると、総務省案と全都監監査基準の双方を参考に作成した自治体が6ありますので、ほとんどの自治体は2つの基準を基にして監査基準を作成していると言えます。ただし、No5「独自に作成」との回答も6自治体（1.5%）ありました。

【回答の分析総評】

監査基準制定以前にも、何らかの規則等に従って監査等を実施してきたというのが通常の自治体の実情であると思われます。2つの基準のいずれかをほぼそのまま監査基準とした自治体はもとより、「適宜調整」された自治体においても調整の程度によっては、監査基準が、各自治体でのこれまでの監査実務とは切り離された状態で作成・調整されたのではないかということが危惧されます。

問 7 貴自治体の監査基準の制定はいつですか。

No.	回答	都道府県	政令市	23区	中核市	一般市	合計	
1	令和4年度	0	0	0	0	3	3	0.7%
2	令和3年度	0	0	0	0	2	2	0.6%
3	令和2年度	15	5	3	19	233	275	68.2%
4	令和元年度	2	0	0	1	22	25	6.2%
5	平成30年度	0	0	0	0	0	0	0.0%
6	平成29年度以前	2	4	1	13	78	98	24.3%
	合計	19	9	4	33	338	403	100.0%

監査基準の制定は、No3「令和2年度」との回答が275自治体（68.2%）、No6「平成29年度以前」との回答が98自治体（24.3%）ありました。

【回答の分析総評】

監査基準制定に関する地方自治法の改正適用年度である令和2年度に制定した自治体が7割弱占めるという結果です。しかし、令和元年度までも指針等を持たずに監査を行っていたとは考えにくく、多くの自

自治体では、「監査基準」という名称ではありませんが、各自治体ができる規則・規程等、あるいは各自治体で作成した規則・規程等に従って監査を行っていたものと思われます。

問 8 貴自治体の監査基準の最近の改訂はいつですか。

No.	回答	都道府県	政令市	23区	中核市	一般市	合計	
1	令和4年度	0	0	0	5	12	17	4.2%
2	令和3年度	0	0	1	8	11	20	5.0%
3	令和2年度	3	5	1	12	103	124	30.8%
4	令和元年度	0	0	0	1	10	11	2.7%
5	平成30年度	0	0	0	0	0	0	0.0%
6	平成29年度以前	0	0	0	0	1	1	0.2%
7	改訂したことはない	16	4	2	7	201	230	57.1%
	合計	19	9	4	33	338	403	100.0%

監査基準の改訂は、No7「改訂したことはない」との回答が 230 自治体（57.1%）、No3「令和 2 年度」が 124 自治体（30.8%）ありました。

【回答の分析総評】

令和 2 年度の改訂が 3 割ありますが、これは地方自治法の改正を機に監査基準を見直したと考えられます。

クロス集計_【縦軸】問 7（監査基準の制定時期）×【横軸】問 8（最近の改訂）

問7 監査基準の制定時期	問8 最近の改訂							合計
	1 令和 4年度	2 令和 3年度	3 令和 2年度	4 令和 元年度	5 平成 30年度	6 平成29年 度以前	7 改訂したこ とはない	
1 令和4年度	1		1				1	3
2 令和3年度		1					1	2
3 令和2年度	13	15	36	1			210	275
4 令和元年度		1	4	3			17	25
5 平成30年度								
6 平成29年度以前	3	3	83	7		1	1	98
合計	17	20	124	11	0	1	230	403

令和 2 年度に新規制定（275 自治体）、あるいは改訂（124 自治体）をした自治体が最も多くなっています。

【クロス集計による回答の分析総評】

改訂をしたことがない自治体が多い理由の 1 つとして、多くの自治体で監査基準の制定が令和 2 年度であり、まだ日が浅いことが考えられます。

問 9 貴自治体の監査基準の改訂（法律の改訂によるものは除く）に対する考え方について一番近いものを選択してください。

No.	回答	都道府県	政令市	23区	中核市	一般市	合計	
1	基本的には改訂すべきではない	7	0	0	7	66	80	19.9%
2	頻繁に改訂すべきではない	8	8	1	14	129	160	39.7%
3	柔軟に改訂すべきである	4	1	3	12	143	163	40.4%
	合計	19	9	4	33	338	403	100.0%

監査基準の改訂の考え方では、No1「基本的には改訂すべきでない」が 80 自治体（19.9%）、No2「頻繁に改訂すべきではない」が 160 自治体（39.7%）、No3「柔軟に改訂すべきである」が 163 自治体（40.4%）でした。改訂すべきでないという自治体が多い結果となりました。

クロス集計_【縦軸】問 9（監査基準の改訂の考え方） × 【横軸】問 8（最近の改訂）

問9 改訂に対する考え方	問8 最近の改訂							合計
	1 令和 4年度	2 令和 3年度	3 令和 2年度	4 令和 元年度	5 平成 30年度	6 平成29年 度以前	7 改訂したこ とはない	
1 基本的には改訂すべきではない		5	20				55	80
2 頻繁に改訂すべきではない	11	5	51	5		1	87	160
3 柔軟に改訂すべきである	6	10	53	6			88	163
合計	17	20	124	11	0	1	230	403

問 9 にて、No1「基本的には改訂すべきでない」と回答した 80 自治体のうち 25 自治体（31.3%）は監査基準を改訂した実績がありました。

他方、問 9 にて、No3「柔軟に改訂すべきである」と回答した 163 自治体のうち 88 自治体（54.0%）は監査基準を改訂したことはありませんでした。

【クロス集計による回答の分析総評】

本問は考え方についての質問であり、現状とは異なることになるのはやむを得ないのではないかと考えます。特に基本的には改訂すべきではない（問 9 回答 1）と答えた自治体での改訂は令和 2 年度に多くなされており、これは法律の改正に伴う改訂だと思われます。

問 10 貴自治体の監査基準の位置づけについてあてはまるものを全て選択してください。

No.	回答	都道府県	政令市	23区	中核市	一般市	合計 ※	
1	絶対を守るべきもの	5	2	2	5	44	58	14.4%
2	可能な範囲で遵守すべきもの	1	0	0	6	70	77	19.1%
3	監査のあるべき姿	5	2	1	10	100	118	29.3%
4	監査を行うに当たって必要な基本原則	18	8	4	30	291	351	87.1%
5	監査において指針となるもの	11	9	4	23	285	332	82.4%
6	監査における具体的な監査手法を示したもの （監査マニュアル）	1	1	1	0	43	46	11.4%
7	監査の実施水準を示すもの	3	0	3	10	111	127	31.5%
8	監査を対外的に説明するもの	5	2	1	9	77	94	23.3%
9	地方自治法を補完するもの	2	1	1	2	48	54	13.4%
10	監査委員事務局の運営の方向性を示すもの	1	0	0	3	68	72	17.9%
11	監査委員及び事務局職員の責任範囲を示すもの	2	0	0	1	26	29	7.2%
	合計	54	25	17	99	1,163	1,358	337.0%

※ 当該設問は複数回答可能のため、アンケート回答自治体数（403）を分母としている。

あてはまるものを全て選択することを求めた複数回答可能な設問であり、平均して 3.3 個をあてはまるとして選択されています。

なお、監査基準は、No4「監査を行うに当たって必要な基本原則」と考える自治体が最も多くなっています（351 自治体、87.1%）。他方、No3「監査のあるべき姿」、No4「監査を行うに当たって必要な基本原則」、No5「監査において指針となるもの」のいずれも選択しなかった自治体も 9 ありました。

【回答の分析総評】

全ての自治体は自ら作成した監査基準に則って監査を実施することが義務化されたわけですが、その法の趣旨からすれば、制定された監査基準を遵守することは当然であると言えます。この意味で、監査基準の位置づけに対する回答（複数選択可）のうち、269 自治体※（66.7%）が No1、「守るべきもの」、No2「可能な範囲で遵守すべきもの」のいずれも選択しなかったことは問題だと考えます。

実際に遵守できない内容があるとするれば、監査基準作成段階で、十分な吟味が必要であったと言えますし、監査基準運用開始後もそれが解消されないのであれば、監査基準の修正もしくは監査業務の実態の改善を検討すべきであると考えます。

※No1 と No2 の両方を選択した自治体が 1 ありました。 $269 = 403 - (58 + 77 - 1)$

クロス集計_【縦軸】問 10（監査基準の位置づけの回答 3、4、5）×【横軸】問 10（同 回答 1、2）

問10 監査基準の位置付け (回答3、4、5)		問10 監査基準の位置付け (回答1、2)		回答1 絶対を守るべきもの		回答2 可能な範囲で 遵守すべきもの	
		選択	-	選択	-	選択	-
回答3 監査のあるべき姿	選択	30	88	29	89		
	-	28	257	48	237		
回答4 監査を行うに当たって必要な基本原則	選択	54	297	64	287		
	-	4	48	13	39		
回答5 監査において指針となるもの	選択	45	287	66	266		
	-	13	58	11	60		

監査基準を No3「監査のあるべき姿」と位置づけながら、No1「絶対を守るべきもの」及び No2「可能な範囲で遵守すべきもの」を選択しなかった自治体が、それぞれ 88、89 ありました。

監査基準を No4「監査を行うに当たって必要な基本原則」と位置づけながら、No1「絶対を守るべきもの」、あるいは No2「可能な範囲で遵守すべきもの」を選択しなかった自治体が、それぞれ 297、287 ありました。

監査基準を No5「監査において指針になるもの」と位置付けながら、No1「絶対を守るべきもの」、あるいは No2「可能な範囲で遵守すべきもの」を選択しなかった自治体が、それぞれ 287、266 ありました。

【クロス集計による回答の分析総評】

上記のように多くの自治体の回答から大きな矛盾が読み取れます。監査基準制定が義務化されて 3 年が経過しており、あらためて監査基準の位置づけを各自治体において整理することが望まれます。

問 11 現在、貴自治体の監査基準と監査業務とに乖離を認識しているところはありますか。

No.	回答	都道府県	政令市	23区	中核市	一般市	合計	
1	乖離は認識していない	18	7	4	28	277	334	82.9%
2	軽微な乖離はあるが、監査基準の見直しは予定していない	0	2	0	1	41	44	10.9%
3	乖離しているので、監査業務を見直す予定である	0	0	0	3	3	6	1.5%
4	乖離しているので、監査基準を見直す予定である	0	0	0	0	2	2	0.5%
5	乖離しているが、対応方針は未定である	0	0	0	1	5	6	1.5%
6	過去には乖離していたが、監査業務を見直して解消した	0	0	0	0	2	2	0.5%
7	過去には乖離していたが、監査基準を見直して解消した	0	0	0	0	3	3	0.7%
8	その他	1	0	0	0	5	6	1.5%
	合計	19	9	4	33	338	403	100.0%

監査基準と監査業務との乖離の認識については No1、「乖離は認識していない」が 334 自治体 (82.9%) でした。

【回答の分析総評】

乖離がある (No2～No7) と回答した自治体に対して、「乖離の内容を教えてください」などの追加質問をし、別紙のとおり自由記載を頂いています。いくつかの記載についてピックアップし、コメントいたします。

「リスクの内容及び程度」を検討して監査等を実施している結果として、監査等の実務が年々煩雑化している状況にあり、「効果的かつ効率的に監査等を実施する」との監査基準の定めと整合していない (追加質問 11-2 自由記載 O) との記載がありました。リスクの内容と程度を検討する、いわゆるリスクアプローチは、効率的かつ効果的に監査等を実施するための手法ですので、まずリスクアプローチと業務の煩雑化との因果関係の有無について再確認が望まれます。確かに民間会社における財務報告に係る内部統制の監査を参考に作成された内部統制ガイドラインは、リスクアプローチに係る検討過程の作成を重視したものとなり、その作成に重点を置くあまり、かえって業務全体を煩雑にする懸念があります。この点を十分に認識したうえで具体的な「リスクの内容及び程度」の検討過程を見直される必要があると考えます。

品質管理が行われていない (追加質問 11-2 自由記載 C) との記載がありました。品質管理のどのような部分が行われていないか、記載内容のみでは判断できませんが、品質にばらつきがあるという意味であれば、監査計画、具体的な監査手法、入手した証拠資料、検討過程及び結論等について適切に文書化し、監査委員及び監査委員事務局全体で吟味することにより、それぞれの監査品質の底上げを図ることなどが考えられます。

事務局の人数が足りないため、できていない監査や審査がある (追加質問 11-2 自由記載 G) との記載がありました。実施できていない監査がどの監査なのか記載内容のみでは判断できませんが、必要な監査・審査は事務局人数にかかわらず実施しなければいけません。監査委員として、実施できるよう改善する必要があります。また、自治体の規模に対して適切な人員配置ができていないのであれば、それ自体監査上の問題と言えます。なお、外部の専門家を活用することにより経済的・効果的に監査等を実施できる分野があれば、その支援を受けることも一つの方法であると考えます。

最少の経費で最大の効果を挙げる、組織及び運営の合理化に努めているかという点について十分な監査

ができていない（追加質問 11-2 自由記載 M）との記載がありました。地方自治法第 199 条第 3 項において、事務を処理するに当たって、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとする同法第 2 条第 14 項の規定、及び組織及び運営の合理化に努めるとともに、規模の適正化を図らなければならないとする同法同条第 15 項に意を用いなければならない、と規定されています。この規定は、『逐条地方自治法』によると、「監査を行うに当たっての留意事項ないし監査の観点を示したもの」²です。この点につき「十分な監査ができていない」という意味は明確ではありませんが「十分意を用いた監査ができていない」という意味であればその点を改善する必要があります。

内部統制に依拠した監査等の実施が十分でないと認識している（追加質問 11-2 自由記載 N）との記載がありました。内部統制の整備運用状況によりその有効性を適切に把握して監査を実施することは、監査の効率性・実効性を確保するために必須です。「…監査等の実施が十分でない」という意味が、「内部統制の有効性が十分把握できていない」と言うことであれば、その点を改善し、内部統制の整備運用状況を十分確かめる必要があります。

内部統制の整備ができていない（追加質問 11-2 自由記載 G）、内部統制は未実施（同自由記載 I）との記載がありました。程度の差はあっても、どの自治体でも規則・規程・マニュアル等が整備されており、内部統制の整備が全くできていないということは想定できません。まずは内部統制の整備状況について現状の把握をし、その上で不備があれば対応するのが良いと考えます。

内部統制が導入されていないため、リスクの評価部分において実務上の課題がある（追加質問 11-2 自由記載 R）との記載がありました。内部統制が存在しない自治体は想定できず、そのためここでいう「内部統制が導入されていない」という意味は、「改正自治法における内部統制評価報告及びその審査制度を導入していない」を意味していると思われます。内部統制に係るリスクの評価は、当該制度を導入しているか否かを問わず監査委員監査において重要で、また、制度導入しなければ内部統制リスクを評価できないというものではありません。

監査基準に定める事項を監査結果に記載していない（追加質問 11-2 自由記載 E、追加質問 11-3 自由記載 B、C、追加質問 11-5 自由記載 B）との記載がありました。監査基準において、監査結果の記載事項とされているにもかかわらず実際に記載していないのは、監査基準に何らかの問題があるのか、監査基準の運用に問題があるのか、いずれであるかを検証する必要があります。

問 12 地方自治法改正（平成 29 年改正、主には令和 2 年度適用開始）を受けて、その後の監査業務は、地方自治法改正適用前と比べて、変わりましたか。

No.	回答	都道府県	政令市	23区	中核市	一般市	合計	
1	監査業務は変わっていない	5	2	1	8	101	117	29.0%
2	監査業務への大きな影響はない	11	5	3	18	220	257	63.8%
3	監査業務に大きな影響があった	3	2	0	7	17	29	7.2%
	合計	19	9	4	33	338	403	100.0%

² 松本英昭（2017）．新版 逐条地方自治法 第 9 次改訂版 学陽書房 P707

地方自治法改正後、監査業務は変わったかについては、No1「変わっていない」、No2「大きな影響はない」との回答が374自治体（92.8%）と大勢を占めました。

No3「監査業務に大きな影響があった」29自治体（7.2%）の影響内容は、追加質問の自由記載によると、リスクアプローチの観点や内部統制に依拠した監査を実施するようになったとの意見が多くありました。

【回答の分析総評】

No3「監査業務に大きな影響があった」を選択した自治体に対して、どのような影響がありましたかと追加質問をし、別紙のとおり自由記載を頂いています。いくつかの記載についてピックアップし、コメントいたします。

財務監査に関して内部統制に委ねる部分を拡大した（追加質問 12-2 自由記載 B）との記載がありました。監査委員が内部統制の整備、運用状況を十分に検討せずに、内部統制に委ねるという意味であれば、財務監査は首長や企業会計管理者等、執行部門長の指揮命令系統に属さない第三者的立場から監査委員が行う監査であり、執行部門長の指揮命令に基づいて行われる内部統制によって代替できるものではありません。「内部統制に委ねる部分を拡大」することによって、内部統制の第三者的検証機能が弱まれば、監査の弱体化を意味することになるので留意しなければなりません。

内部統制に依拠した監査を実施することなどにより監査の質が向上した（追加質問 12-2 自由記載 D）、内部統制に依拠した監査などが加わったことで、効率的効果的な監査となるよう手順を見直した（同自由記載 M）、内部統制の状況を踏まえ、強化した監査を実施することとした（同自由記載 P）との記載がありました。「内部統制に依拠（又は踏まえ）」の意味をどのように解されているか明確ではありませんが、内部統制評価報告及びその審査制度の対象となっている部分を監査対象から除外することになれば、監査の質の向上や効果的な監査とは逆行することとなります。そうではなく、内部統制の整備運用状況を適切に評価して、その評価結果によって監査対象の選定や重点事項を決定することができれば、監査の品質や効率性が高まる可能性があります。

問 13 貴自治体の監査基準において、財務監査・行政監査に関する監査結果として、「監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること」を記載事項とする旨定めていますか。

No.	回答	都道府県	政令市	23区	中核市	一般市	合計	
1	Yes	14	7	2	31	268	322	79.9%
2	No	5	2	2	2	70	81	20.1%
	合計	19	9	4	33	338	403	100.0%

監査基準に「監査対象の事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること」を記載事項としているかは、定めている（No1「Yes」）が322自治体（79.9%）となっています。

【回答の分析総評】

No1「Yes」を選択した自治体に対して、記載している理由を教えてくださいと追加質問をし、別紙のとおり

の自由記載を頂いています。

最も多い理由は「総務省の監査基準(案)又は全国都市監査委員会の都市監査基準に規定されているため」というものでした(問 13 回答 1 自由記載 A、B、C、E、F、J、ほか多数)。仮に当該事項を記載した自治体であったとしても、実際の運用がなされているか確認するために、次の設問(問 13-3)を用意しました。

なお、記載事項とする理由として、監査の目的であるため(追加質問 13-2 自由記載 D、V、AA、BA、BB、BI、BJ)との記載がありました。「最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること」に意を用いなければならないとする地方自治法第 199 条第 3 項の規定は、『逐条地方自治法』によると、「監査を行うに当たっての留意事項ないし監査の観点を示したもの」³とされており、「監査の目的」という位置付けではありません。

問 13-3 財務監査・行政監査に関する監査等の結果として、実際に上記の内容を記載しましたか。

No.	回答	都道府県	政令市	23区	中核市	一般市	合計	
1	Yes	9	3	2	13	120	147	45.6%
2	No	4	3	0	17	135	159	49.4%
3	その他	1	1	0	1	13	16	5.0%
	合計	14	7	2	31	268	322	100.0%

財務監査・行政監査の監査結果として「...最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること」を記載する旨を定める自治体(322 自治体)のうち実際に監査結果としてこれを記載したのは 147 自治体で 45.6%にとどまりました。

【回答の分析総評】

地方自治法第 193 条第 3 項によると、監査委員は、同法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨に特に意を用いて監査しなければならないとされています。したがって、監査等の過程で、同法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定に鑑み、監査対象に問題があると認めた場合、これを指摘事項や意見として監査結果に記載することは当然であると言えます。

No1「Yes」を選択した自治体に対して、記載に対して、その裏付けをどのような手続によって入手しましたかと追加質問をし、別紙のとおり自由記載を頂いています。いくつかの記載についてピックアップし、コメントいたします。

監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることの裏付けを入手する手続として、ヒアリング・質疑(追加質問 13-4 自由記載 C、E、ほか多数)、実地調査(実査)・現地調査(同自由記載 A、E、ほか多数)、資料確認・分析(同自由記載 A、C、ほか多数)との記載がありました。具体的な監査手続の記載は多く

³ 松本英昭 (2017). 新版 逐条地方自治法 第 9 次改訂版 学陽書房 P707

ありませんでしたが、これらの手続をもって、特に最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているかどうかについて判断ができる監査証拠が入手できるのか疑問が残ります。

No2「No」を選択した自治体に対して、記載しなかった理由について追加質問をし、別紙のとおり自由記載を頂いています。いくつかの記載についてピックアップし、コメントいたします。

基準がないため判断できない（追加質問 13-5 自由記載 E）、裏付けとなる資料がない（同自由記載 F）、検証できない（同自由記載 K）、客観的な判断ができない（同自由記載 N）との記載がありました。これらの自治体では、財務監査・行政監査に関する監査結果として、「監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること」を記載事項としたものの、このことについて、保証（あるいは保障）はできないと判断されていると推測します。

他方、認められる場合・事例はなかった（追加質問 13-5 自由記載 C、H、P、R）との記載がありました。これらの自治体では、財務監査・行政監査に関する監査結果として、「監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること」を記載事項としたものの、このことについて問題（あるいは指摘）がなければ、言及しないという解釈（運用）をしていると推測します。

クロス集計【縦軸】問 11（監査業務と監査基準の乖離）×【横軸】問 13-3

問13-3 法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることを記載事項としているが、実際に記載していますか。					
問11 監査基準と監査業務の乖離の認識		Yes	No	その他	合計
1	乖離は認識していない	125	122	14	261
2	軽微な乖離はあるが、監査基準の見直しは予定していない	15	22	1	38
3	乖離しているので、監査業務を見直す予定である		5		5
4	乖離しているので、監査基準を見直す予定である		2		2
5	乖離しているが、対応方針は未定である	3	3		6
6	過去には乖離していたが、監査業務を見直して解消した		2		2
7	過去には乖離していたが、監査基準を見直して解消した	1	2		3
8	その他	3	1	1	5
	合計	147	159	16	322

監査基準において、「監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること」を記載事項としているが、監査結果では記載していないとの回答のあった 159 自治体のうち、監査基準と監査業務に乖離があると認識していない自治体が 122（76.7%）と大勢を占めました。

【クロス集計による回答の分析総評】

監査結果として記載する事項に係る監査基準の定めは、極めて重要な事項であり、「監査基準において記載事項としているが、監査結果では記載していない」ことについて、乖離と認識していないこと、もしくはその

乖離を軽微なものと認識することは問題であると考えます。

そのため、上記結果は、問 13-3 の分析総評のとおり、監査基準において、財務監査・行政監査に関する監査結果として、「監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること」を記載事項としたものの、このことについて問題（あるいは指摘）がなければ、言及しないという解釈（運用）をしている自治体が多いと推測します。

問 14 地方自治法第 150 条に基づく内部統制評価報告・審査制度を導入していますか。

No.	回答	都道府県	政令市	23区	中核市	一般市	合計	
1	導入済み	19	9	3	10	7	48	11.9%
2	導入準備中	0	0	0	1	13	14	3.5%
3	導入検討中	0	0	0	5	44	49	12.2%
4	導入の計画はない	0	0	1	17	274	292	72.4%
	合計	19	9	4	33	338	403	100.0%

地方自治法 150 条の内部統制評価報告及びその審査制度は、No1「導入済み」、No2「導入準備中」、No3「導入検討中」を合わせて 111 自治体（27.5%）で導入に取り組んでおられました。

【回答の分析総評】

導入義務団体でない自治体で既に導入している自治体が 20 あり、その割合は 5.3%ですが、積極的に内部統制を整備しようとしてされていると考えます。また、追加質問での自由記載によると、導入準備中の自治体のうち 5 自治体は令和 5 年度に予定しています。

問 15 地方自治法第 150 条に内部統制評価報告・審査制度が規定されたことによって、定期監査等における内部統制の整備運用状況に係る監査の実施方法や実施手続に何らかの影響がありましたか。

No.	回答	都道府県	政令市	23区	中核市	一般市	合計	
1	影響があった	12	5	2	6	13	38	9.4%
2	これから影響があると思われる	4	1	0	6	52	63	15.6%
3	影響はほとんどない又は 影響はない	2	3	2	19	250	276	68.5%
4	その他	1	0	0	2	23	26	6.5%
	合計	19	9	4	33	338	403	100.0%

地方自治法 150 条に内部統制評価報告及びその審査制度が規定されたことにより、定期監査等における内部統制の整備運用状況に係る監査の実施方法や実施手続について、No 3「影響はほとんどない又は影響がない」が 276 自治体（68.5%）でした。

【回答の分析総評】

No1「影響があった」、No2「これから影響があると思われる」を選択した自治体に対して追加質問をし、別紙のとりの自由記載を頂いています。いくつかの記載についてピックアップし、コメントいたします。

内部統制に依拠し、財務監査の監査項目を削減した（追加質問 15-2 自由記載 B）、内部統制制度に委ねることが可能な財務事務の定型的なチェックを定期監査の対象から除外した（同自由記載 O）、事務処理のミス等の指摘は、内部統制に委ねる部分が増加してくる（追加質問 15-3 自由記載 D）との記載がありました。監査委員は首長や企業会計管理者等、執行部門長の指揮命令系統に属さない第三者的立場（独立の立場）から監査を行うものであり、執行部門長の指揮命令に基づいて行われる内部統制によって代替できるものではありません。内部統制が運用されていることが監査対象から除外することの正当な理由にはなり得ないと考えます。内部統制評価報告及びその審査制度の対象を監査対象から除外することは監査の質の向上、効果的な監査とは逆行することとなります。内部統制の整備運用状況を適切に評価して、その評価結果によって監査対象の選定や重点事項を決定するというのが内部統制と監査の適切な関係と言えます。

問 16 地方自治法第 150 条に内部統制評価報告・審査制度が規定されたことによって、各所管部局の事務は改善（法規性違反や不正確な事務の減少、能率・効率性の上昇等）されていると感じていますか。

回答		都道府県	政令市	23区	中核市	一般市	合計	
1	Yes	13	4	4	4	35	60	14.9%
2	No	6	5		29	303	343	85.1%
	合計	19	9	4	33	338	403	100.0%

地方自治法 150 条に内部統制評価報告及びその審査制度が規定されたことにより、各所管部局の事務は改善されていると感じているかについては、No1「Yes」が 60 自治体（14.9%）、No2「No」が 343 自治体（85.1%）でした。

【回答の分析総評】

No2「No」を選択した自治体のうち内部統制評価報告及びその審査制度を導入している自治体は 11 あり、当然のことですが制度が規定されたからといって事務の改善に直接繋がるわけではないことを示していると思われます。

IV. 結び

日本公認会計士協会近畿会では、地方公共団体の監査制度を継続的に研究しており、平成 29 年の地方自治法改正（監査基準の制定・内部統制評価報告及びその審査制度の創設）対応については、令和 2 年度の施行にあわせて各自治体に対してアンケートを令和 3 年 1 月に実施いたしました。その結果、監査基準を作成・改訂したこと自体をもって「監査実務に影響があった」や、「『リスク評価シート』を充実するなど内部統制の整備運用状況に今後取り組んでいく」と回答された自治体が多くあり、当該改正の成果を検討するには今後の運用が待たれる状況でした。また、監査委員監査の監査結果として、「監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること」を記載事項とする旨を、回答された自治体の約 8 割が監査基準に定めているに

も関わらず、令和 2 年度において実際に記載した自治体はそのうちの半分未満であり、監査基準の定めと監査実態が乖離している部分もありました。

そのような前回のアンケート結果も踏まえ、その後の制度の運用実績を踏まえ、地方自治法改正対応に関する実務上、運用上の課題を明らかにするため、この度アンケートを再実施いたしました。本アンケートの回答結果のサマリーは以下のとおりです。

- 全国の都道府県市区の約半分の 403 自治体（前回アンケートは 463 自治体）にご回答いただきました。
- ほとんどの自治体が、総務省の監査基準(案)又は全国都市監査委員会の都市監査基準を基にして監査基準を作成していました（問 6）。
- 遵守すべき監査基準の位置づけとして、複数選択可能な選択肢の中から「絶対を守るべきもの」「可能な範囲で遵守すべきもの」のいずれも選択しなかった自治体が 7 割弱を占めました（問 10）。
- 8 割を超える自治体が、監査基準と監査業務との間に乖離は認識していませんでした（問 11）。
- 8 割の自治体が、監査基準に「監査対象の事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること」を記載事項としていますが、実際に監査結果として記載したと回答した自治体はそのうち半分未満にとどまりました（問 13）。
- 地方自治法第 150 条に内部統制評価報告及びその審査制度が創設されたものの、定期監査等における内部統制の整備運用状況に係る監査の実施方法や実施手続について、影響がほとんどなかった、あるいはなかった自治体が 7 割弱を占めました（問 15）。
- 地方自治法第 150 条に内部統制評価報告及びその審査制度が創設されたものの、8 割を超える自治体が、各所管部局の事務は改善されていると感じていませんでした（問 16）。

本アンケートから、監査基準の位置づけに関する認識が自治体によってまちまちであり、作成した監査基準と実際の運用にも乖離があること、乖離があること自体の認識にも違いがあることがわかりました。また、内部統制評価報告及びその審査制度の創設についても、まだ監査実務上、十分役立てられているといった実態はみえませんでした。

多くの自治体が、令和 2 年度に、総務省の監査基準(案)又は全国都市監査委員会の都市監査基準を基にして監査基準を制定していますが、令和元年度までも何らかの規則・規程等に従って監査を行っていたであろうことからすれば、これまでの実務と制定した監査基準の間には乖離が生じるのではないかと想定されます。実際、監査基準と監査業務との間に乖離は認識していなかったり、監査基準を「絶対を守るべきもの」と認識していないという回答からは、公表されている監査基準(案)等の内容を十分に検討しないまま取り入れている可能性が危惧されます。自ら作成した監査基準に則って監査を実施するのは、自治体にとっての義務であり、実際に遵守できない内容があるとすれば、監査基準作成段階で、十分な吟味が必要であったと言えますし、監査基準運用開始後もそれが解消されないのであれば、監査基準の修正もしくは監査業務の実態の改善を検討すべきと考えます。また、公表されている監査基準(案)等は、企業の財務諸表監査の監査基準の考えを当てはめた側面があることから、自治体監査にそぐわない運用をもたらしているのではないかと懸念も生じます。

こういった課題が最も端的に表れたのが、監査結果として「監査した限りにおいて、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めている」ことを記載事項とする点でした。財務諸表監査は企業が作成する財務諸表が信頼できる投資情報として全体として「適正」か「適正でない」かが最も重要な結論であるため、これを意見として記載します。これに対し、監査委員監査では、不正または非違の摘発よりも、いかにすれば公正で合理的かつ効率的な行政を確保することができるかが最大の関心事であり、地方自治法第 199 条第 3 項において監査委員が特に意を用いなければならないとする趣旨が、監査を行うに当たっての留意事項であることからすれば、そもそも地方自治法上、財務事務の執行等が最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかについては、指摘事項等がない場合、監査委員の意見は求められていないと考えます。

このような観点から、本委員会では、監査委員監査基準の運用が始まって 3 年を経た現時点で、各自治体が監査基準の内容を再考するのが望ましいのではないかと考えています。

内部統制評価報告及びその審査制度の創設については、本アンケートの回答では、多くの自治体が制度導入の影響がなかったとし、影響があったとする自治体でも、内部統制に依拠することで財務監査の対象項目を一部除外するといった運用も見受けられ、制度の趣旨や内容が十分に浸透しているとはいえない結果でした。また、制度の導入を各所管部局の事務の改善に繋がられている自治体は限定的であり、導入の効果という点でも、まだ実務上は十分ではないという印象です。

内部統制評価報告及びその審査制度の導入に関わらず、本来、信頼性ある内部統制の整備運用は、行政事務の有効性や効率性等を担保するのみならず、監査委員監査の前提となるものです。内部統制の維持・改善に、引き続き各自治体が継続的に取組み、自治体の管理体制を充実していただきたいと願います。

最後になりましたが、業務多忙の中、本アンケートにご協力いただいた自治体関係者の皆様、本当にありがとうございました。今後とも、日本公認会計士協会近畿会では、地方自治体の皆様の様々な取組に対し、公認会計士としての専門性を活用した、調査研究、事業等を行ってまいります。引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上

(別紙)

問4 監査委員監査の位置づけについてどのように考えていますか。

回答 No3.その他

■ (自由記載)	
A	ガバナンスの定義がわかりにくい、きわめて重要なものである。
B	首長、議会から独立した機関として位置づけられるなか、ガバナンスの一役割としても期待されていると考える。
C	自治体のガバナンスの要は、首長と議会、市民、監査委員監査のチェック&バランスである。
D	自治体ガバナンスのチェックの要である
E	議決機関、執行機関のいずれも属さず第三の統制機関として執行機関の行財政の執行をチェックする役割である。
F	ガバナンスの観点からみると、監査の独立性が確保されていないなどの問題点があり、制度改革が必要である。実態としては内部監査的なところがあり、ガバナンスとマネジメントの間に介在する状況にある。
G	自治体のガバナンスの要は、監査委員監査及び首長と議会と市民のチェック&バランスと考えます
H	自治体のガバナンスの一部である。
I	首長、議会、市民、監査委員、それぞれに有効性を働かせるものである。
J	監査委員監査、議会の検査権、調査権が各々適正に働くことで、ガバナンスの強化が図られる。
K	長、議会、住民、監査委員の4者がそれぞれの役割分担しながら適正な事務を確保するものである。
L	自治体のガバナンスの要は、首長、議会、監査委員監査及び市民のチェック&バランスである。
M	単なる事務の誤りのチェックだけでなく、●●の行財政運営そのものを検証することにより、●●のガバナンス機能の一翼を担うとともに、行財政改革に貢献するもの。
N	監査を適切に実施することにより、県行政に対する県民からの信頼を高める役割がある
O	長、監査委員、議会、市民が、役割分担し、それぞれの強みを活かしていくことが重要
P	監査委員は、地方公共団体の統制環境の一部ではあるが、長とは異なる執行機関として、常に、独立的かつ客観的な立場で権限を行使するものであると考えている
Q	県民に代わり、県の行財政の事務の執行等について「県民の視点」でチェックする。
R	ガバナンスの監査
S	自治体のガバナンスのあり方は、長、議会、市民、監査委員がそれぞれの役割を適正に果たすことであり、要という考えは特にない。
T	自治体のガバナンスの要は首長、議会、市民に加え事務を執り行う職員一人一人のチェック、バランスである。監査委員監査は問題の早期発見、指摘を行うことでそのチェック機能の一助となるものである。
U	指導的機能のほか事務の執行が適正であることなどを議会・市民に対し保証する機能を有するもの
V	H 2 9 自治法改正を契機として自治体ガバナンスの充実・強化に資するものである。

問6 貴自治体の監査基準はどのように作成されましたか。

回答 No6.その他

■ (自由記載)	
A	総務省の監査基準(案)及び全国都市監査委員会(全都監)監査基準をベースとして、適宜調整
B	近隣3市にて調整し作成
C	平成21年8月施行の全都監の都市監査基準(準則)等を参考に作成。その後、総務省の監査基準(案)

(別紙)

	を適宜調整して作成。
D	総務省及び全都監の双方を参考に作成
E	総務省及び全国都市監査委員会の監査基準を参考に適宜調整した。
F	総務省の監査基準（案）及び全国都市監査委員会監査基準の内容を踏まえ、従前の本市の監査規程を改正する形で作成
G	総務省の監査基準（案）、全国都市監査委員会（全都監）監査基準、双方を参考に既存規定を改正
H	総務省の監査基準（案）及び全国都市監査委員会監査基準の両方をベースに適宜調整
I	当市では、総務省の監査基準(案)を踏まえ、既存の運営規程の主旨を生かすことを基本に基準の策定の検討を行った。また、東京都市監査委員会幹事市が26市の監査基準に係るアンケートを実施し、その結果を策定方針の参考にする事とした。

問 11 現在、貴自治体の監査基準と監査業務とに乖離を認識しているところはありますか。

回答 No2. 軽微な乖離はあるが、監査基準の見直しは予定していない。

■ 追加質問（問 11-2）//乖離の内容を教えてください。（自由記載）	
A	監査基準実施要領における見直しで手続き上の課題を解決したい
B	監査等の基本方針及び計画の策定で議会の動向、市長の理念や方針等を総合的に勘案し、(略)基本方針を策定するとしているが、具体的に問われると説明に苦慮するところである。
C	品質管理が行われていない。
D	事実を確認するのが困難な部分もあるため
E	監査結果に「最小経費で最大効果を上げるようにすること」に関する記載がない点
F	内部統制評価報告書審査に関して記載しており、あたかも本市が内部統制制度を取り入れているように見えるが、実際には制度を取り入れていない。
G	事務局の人数が足りないため、行うことができていない監査や審査がある。内部統制の整備ができていない。
H	内部統制の関係
I	市では現時点において内部統制は未実施だが、監査基準では内部統制評価報告書審査する旨を定めており、今後自治体内で実施していくことを想定して記述されているもの。
J	内部統制に依拠した監査の条文を入れられているが、今のところ実施の予定がない。
K	監査実施にあたりリスク識別をすることとなっているが十分にできていない。
L	基準と実務（遂行）に微妙な“ズレ”生じている。
M	最小の経費で最大の効果を上げる、組織及び運営の合理化に努めているかという点について十分な監査ができていない。
N	内部統制に依拠した監査等の実施については、十分でないと認識している。
O	「リスクの内容及び程度」を検討して監査等を実施している結果として、監査等の実務が年々煩雑化している状況にあり、「リスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施する」との監査基準の定めと、実務の上での方針とが必ずしも整合していない。
P	工事監査等における専門知識など
Q	問 13-3 の部分
R	<監査基準 8 条> について、監査対象のリスクを事前に識別、検討したうえで監査を実施する旨があるが、内部

(別紙)

統制が導入されていないため、リスクの評価部分において実務上の課題があると考え。現在のところは監査における事前調査を実施する際に事務局としてリスクの内容を検討しており、今後に向けて継続的な課題としている。

回答 No3.乖離しているので、監査業務を見直す予定である。

■追加質問（問 11-3）//乖離の内容及び監査業務の見直しについて教えてください。（自由記載）

A	総務省の監査基準（案）どおり、財務監査及び行政監査の目的について、合规性・正確性に加えて経済性等の観点から監査することを定めているが、現在、3 E 監査の手法の検討が進んでおらず当該観点からの監査を実施していないため、今後監査手法の検討を進める予定である。
B	監査等の結果に関する報告の記載事項が監査基準に準拠していない。
C	当市の監査基準において、「監査等の結果に関する報告等への記載事項」を規定しているが、当該記載事項を記載していないものがあるため、見直す予定である。

回答 No4.乖離しているので、監査基準を見直す予定である。

■追加質問（問 11-4）//乖離の内容及び監査基準の見直しについて教えてください。（自由記載）

A	監査の手続き、合議の取扱い、監査結果の公表などについて、実態に即して改める予定である。また、地方自治法の法意に即して内容を改める必要がある箇所があることから、その内容についても改正を行う予定である。（令和 5 年 4 月 1 日改正予定）
---	---

回答 No5.乖離しているが、対応方針は未定である。

■追加質問（問 11-5）//乖離の内容を教えてください。（自由記載）

A	監査計画どおりに実施できない
B	監査等の結果報告において、対象事務が「法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めている」ことまでは記載していない。
C	3 E 監査の観点が薄い。

回答 No6.過去には乖離していたが、監査業務を見直して解消した。

■追加質問（問 11-6）//過去の乖離について教えてください。（自由記載）

A	監査の対象に係るリスク（組織目的の達成を阻害する要因）の内容及び程度を分析、評価していなかった。
---	--

回答 No7.過去には乖離していたが、監査基準を見直して解消した。

■追加質問（問 11-7）//過去の乖離について教えてください。（自由記載）

A	例月現金出納検査時に発見した疑義のある執行については、監査基準に規定のない定例監査を実施していたが、同基準に「有機的な連携を」明記した
B	監査等の対象に係るリスクの識別、そのリスクの内容及び程度・その対応について把握した上で、効果的かつ効率的に監査を実施。

回答 No8.その他

■（自由記載）

A	表記が難しくわかりにくいところがあるので、表記を変えたい。
B	リスクベースの監査手法を深める必要がある。
C	今後自治体 DX の推進に伴い財務規則、文書管理規定等の大幅な改正が必須でありそれに合わせて監査基準も見直しの必要が出てくることが推察される。
D	乖離というほどではないが、現在の監査業務を充実すべき箇所があると感じている。
E	3 E 監査の実施に取り組んでいるが、会計検査院の実施状況と比較すると、本県は過渡期にあるといえる。
F	乖離といえるかどうか分からないが、運用面で課題があると考えている。

(別紙)

問 12 地方自治法改正（平成 29 年改正、主には令和 2 年度適用開始）を受けて、その後の監査業務は、地方自治法改正適用前と比べて、変わりましたか（新たに設けられた内部統制評価報告・審査制度は除く）。

回答 No3. 監査業務に大きな影響があった。

■ 追加質問（問 12-2）//どのような影響がありましたか。（自由記載）	
A	財務監査から行政監査へシフト。リスク監査の観点の質疑が多くなった。
B	令和 3 年度から財務監査に関して内部統制に委ねる部分を拡大した。
C	監査の充実強化による議選監査委員の廃止と識見監査委員の 2 名体制となったこと
D	監査ごとに実施計画を策定すること、リスクを想定し、手続書を作成すること、内部統制に依拠した監査を実施することなどにより監査の質が向上した。
E	・監査基準に基づく検査、審査及び監査（以下「監査等」という。）の実施方法・監査等の実施手続・監査等の結果に関する報告等への記載事項・監査等の結果に対する措置状況の報告
F	リスク評価を実施するようになった
G	監査基準に基づき年度毎に監査実施方針及び監査計画を策定し、公表している。
H	定例監査について、より具体的な監査を実施することとなった。
I	都市監査基準に則って作成していた●●市監査等品質管理方針を廃止した。また、勧告制度の新設に伴い、監査結果の処理基準に勧告事項を加筆した。さらには、●●市住民監査請求取扱要領を新設した。
J	監査委員が積極的に意見を言いやすくなった。
K	リスク評価による監査対象の絞り込み
L	定期監査の実施方法の見直しを行った。
M	リスクアプローチの観点や内部統制に依拠した監査などが加わったことで、より効率的で効果的な監査となるよう手順を見直した。
N	精度の高い監査を求められるようになった
O	被監査部署から事務のリスクをあげてもらい、リスクに着目して重点的に監査を行うようになった。監査結果報告書の指摘事項について措置を求め、措置報告書として提出させ、公表するようになった。
P	内部統制の状況を踏まえ、リスクが高いと考えられる項目について内容を強化した監査を実施することとした。
Q	リスクや内部統制の状況に着目した監査手法を取り入れた。また、監査専門委員を配置した。
R	地方自治法の改正を受けて、監査対象の重点化に取り組むとともに、問題点の改善報告の早期化（従前は監査結果の公表後である翌年度に改善状況の報告を求めていたが、令和 2 年度からは問題点の判明後速やかな改善を求めることとした）を図った。
S	監査基準の策定と遵守の義務付け、内部統制に依拠した監査、住民監査請求の要旨の通知
T	実効性のある監査を実施できることとなった
U	監査基準に定める監査等の対象にかかるリスクを考慮して、効率的かつ効果的に監査等を実施することに対応するため、全課等（監査事務局を除く）に対して重点リスク項目等にかかる事務について調査を行い、調査結果等によりリスクの高い課等を抽出し、重点的に実地監査を行うとともに、それ以外の課等については、書面による監査を実施している
V	●●市監査等実施要領を策定した。
W	意見を述べる機会や情報提供する機会が増えた。
X	・監査基準の作成・運用 ・監査結果に基準に則って監査した旨を記載した。 ・住民監査請求があった場合に、3 日以内に市長及び議会に通知する等を定めた内規の作成。

(別紙)

問 13 貴自治体の監査基準において、財務監査・行政監査に関する監査結果として、「監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること」を記載事項とする旨定めていますか。

回答 No1.Yes

■追加質問（問 13-2）//記載している理由を教えてください。（自由記載）	
A	総務省の監査基準（案）に記載されており、それに準じて作成しているため。
B	総務省の監査基準（案）を基に作成したため。
C	総務省の監査基準（案）をモデルとしている。
D	「法令に適合し～合理化に努めているか」は、監査の目的であり、監査基準にも、それを踏まえて結果を記載するよう定められているため
E	全国都市監査委員会の監査基準による
F	ここの記載は総務省案を参考として準じているため。
G	地方自治の基本である
H	監査における当然の理念であると考えているため。
I	監査の結果、「最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努められていること」が認められない事項が検出されない場合は、監査基準で結果報告等への記載事項として定められているため、記載している。
J	総務省の監査基準（案）にならって作成したため
K	地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第3項において、監査委員は、財務監査及び行政監査を行うに当たっては事務の執行及び経営に係る事業の管理が同法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうかについて、特に意を用いなければならないと規定されているため。都市監査基準も同様に規定している。
L	地方公共団体に共通する、総務省における「監査基準（案）」に記載されている内容であり、監査等を行うに当たって必要な基本原則と考えられる事項を規定していることを踏まえて、当市でも基準として盛り込んでいる。
M	国の監査基準案で示されたため
N	監査委員監査の基本であるから。
O	制定に当たり、準拠した通達に記載があったため。
P	適正かつ有効な監査を実施するには、根幹となるべき視点と捉えているため
Q	監査基準策定前から監査結果報告に類似の記載をしていたため。
R	監査基準に明記しているため
S	都市監査基準に準拠して制定しているため。
T	標記事項が認められる場合は、その旨記載と定めているため
U	全国都市監査委員会の都市監査基準に同様の記述があり、同基準を準用して本市の監査基準を作成しているため。
V	監査時の目的を明らかにするため
W	総務省の監査基準（案）をベースとしているため
X	総務省が作成した監査基準案に記載があったため。
Y	総務省の原案に従った。
Z	・監査等の結果に記載する事項を統一化するとともに、監査等の重要な点が認められるかどうかを監査等の結果として記載することを規定したもの。

(別紙)

AA	地方自治法にも規定されているが、「監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか」ということに注目し、チェックすることが、自治体を実施する監査の目的であるから。
AB	総務省及び全都監の各監査基準に準拠したから
AC	総務省の監査基準(案)ほぼそのままであるため
AD	総務省の監査基準(案)に沿った監査基準のため
AE	総務省の監査基準(案)を参考に作成したため。
AF	地方自治法第199条の趣旨に沿うため
AG	監査委員監査を実施する上で根幹となることだから。
AH	参考とした総務省の監査基準(案)及び全都監監査基準に規定されていたため。
AI	地方自治法の理念であるため
AJ	監査専門委員の選任や内部統制評価報告書審査など、当面実施予定のないもの以外は、基本的に総務省の監査基準(案)に倣うこととしたため。
AK	全監の都市監査基準にそって監査基準を作成しているため
AL	監査としての最大の存在意義であるから
AM	総務省の監査基準(案)を参考として作成
AN	地方公共団体が事務を執行するにあたっての基本理念である地方自治法第2条第14項及び第15項について、監査結果報告の都度、執行部側へ再確認させるため。
AO	地方公共団体事務に必要な観点であるため
AP	地方自治法の基本(原則)だから
AQ	地方自治法の総則に規定されているから。
AR	自治体運営の基本であるため。
AS	地方自治法で、地方公共団体が努めるべき内容として定めているため。
AT	法199条3項の規定に準拠していることを明示した。
AU	参考とした都市監査基準に記載があり、当市基準においても必要と判断したため。
AV	総務省案をベースにしているため
AW	総務省の示した監査基準に準拠しているため。
AX	全都監監査基準をベースとしているため
AY	地方自治法第199条第3項において、監査委員は、財務監査及び行政監査を行うに当たっては事務の執行及び経営に係る事業の管理が同法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとりなされているかどうかについて、特に、意を用いなければならないと規定されているため。
AZ	総務省基準案に従っているため。
BA	監査結果報告書において記載。同報告書は公表することから、監査の目的は明確に示す必要がある。
BB	県民の視点であり、監査委員が行うこととされている目的であるため。
BC	総務省案に準じて
BD	総務省の監査基準(案)をベースとして本市の監査基準を作成したため。
BE	総務省の監査基準(案)をベースに策定したため。
BF	総務省監査基準(案)に準拠

(別紙)

BG	都市監査基準に準拠して本市監査基準を定めているため
BH	全国都市監査委員会作成の都市監査基準に準拠するため。
BI	監査の目的は地方自治法第2条第14項、15項の規定によるため。
BJ	監査の目的が果たされていることを明文化するため、全国都市監査基準をベースとし、定めた。
BK	地方自治法第199条第2項及び第3項の定めを意識したもの。
BL	総務省の監査基準（案）をベースに当市の監査基準を改正した経過があるため、総務省の監査基準（案）にあわせた規定内容となっています。
BM	総務省の監査基準（案）をベースとして作成していること及び当市としても記載が必要であると考えたため

問 13-3 財務監査・行政監査に関する監査等の結果として、実際に上記の内容を記載しましたか。

回答 No1.Yes

■ 追加質問（問 13-4）//「最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること」についての記載に対して、その裏付けをどのような手続によって入手しましたか。（自由記載）	
A	事務局職員による予備監査、監査委員による監査（実地及び書面による）
B	内部統制に関する評価項目チェックリストにより入手している。
C	監査対象から提出される監査資料(監査委員事務局作成様式)と監査対象課への聞き取り
D	監査委員の判断による。
E	書類の審査、担当部署の職員から説明の聴取、実地調査
F	各課からの提出書類、契約ファイルや補助金ファイルを通しておおむね次のような観点で確認を行っている。・予算流用・予備費充用の手続及び時期は、適正か。・事務処理が遅延したため、延滞利息を支払っているものはないか。・委託の相手方及び選定方法は、適切か。・委託料の支出は、適正な時期に行われているか。・補助の効果は、確認されているか。また、補助金等の交付条件は、適切に付され、条件どおり履行されているか。・随意契約による場合、その理由は、適正か。・権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。・契約の履行期限は、守られているか。・財産の取得及び処分の手続は、適正か。違法又は不当なものはないか。・財産の維持管理及び補修は、適切になされているか。・物品の購入は、計画的かつ効率的に行われているか。
G	関係諸帳簿及び証拠書類等による事前監査を実施するとともに、監査委員が関係職員に対し、予算及び事務の執行状況を確認（本審査）した。
H	財務の執行状況表、組織・人員配置図など監査資料の提出を求め、監査実施時は質疑応答で確認する。
I	都市監査基準、総務省監査基準案
J	事前通知し、その際に期限までの資料及び関連書類の提出も要請し、その際、担当職員の出席を求め、当日、監査委員による質疑応答を行いました。
K	監査対象部局へ文書にて依頼
L	専門知識を有する業者に委託し、細部まで監査を行った
M	提出された監査資料の調査、現地調査、関係課ヒアリング等
N	所管課が提出した委託料、補助金、工事等の関係簿冊の確認等
O	監査重点項目について、関係諸帳簿を提出させ、ヒアリングを行う。
P	各監査に際し、被監査部局から提出される監査資料、帳簿類、財務書類等を確認することにより、裏付けを得ている。
Q	関係書類について調査確認するとともに、現地調査を行い、併せて書面により関係職員から事情聴取を実施して入手した。

(別紙)

R	関係書類の提出・確認、質問、分析等
S	決算における支出済額の詳細データを提出させる手続によって入手した。
T	監査資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、予算及び事務事業の執行状況の確認や証拠書類との照合、現場確認を実施した。
U	契約に係る証拠書類の入手、財務会計システムのデータ突合、監査対象部課の職員に対する聞き取り及び物品管理の現物確認によって行った。
V	定期監査等において契約関係書類をはじめ必要書類の提出を求めた。
W	財務調査及び担当課へのヒアリング等
X	書類審査や主管課に対する質問等
Y	財務関係諸帳簿等の照合、実地調査の実施
Z	閲覧、質問、実査等
AA	事務の執行及び事業の管理について、経済性、効率性及び有効性の観点に着目した監査を実施した。
AB	関係書類の検査、関係職員への聞き取り
AC	定例監査資料、現地監査による
AD	数値的な裏付けは入手していないものの、前回指摘した事項について、改善又は事務の合理化が図られているか確認している。
AE	合理化に向けた政策の進捗や、今後の見通しを確認した。
AF	提出資料の確認や、関係職員からの見解の聴取など
AG	定期監査資料、事務の関係書類一式を提出してもらい、判断している。
AH	関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等
AI	特にない。
AJ	関係部課等に対し関係書類、諸帳簿等の提出を求め、関係職員から事務の執行状況及び内容等の説明を聴取するとともに、関係書類の照合等を実施。加えて現地調査を実施。
AK	財務規則に基づく契約事務手続きが行われているか。
AL	定期監査の結果
AM	監査委員及び監査委員事務局職員による所管課への質疑応答や現地調査、帳票類の確認など
AN	・監査の対象から提出させる監査資料の確認・重点項目を定め、抽出により、監査の対象事業の関係書類を閲覧・監査調書作成により分析手続、事情聴取
AO	監査において調査する中で確認した
AP	監査対象課に調書の提出を依頼し、その内容を精査して、監査等結果報告書の記載内容の根拠資料となるデータを作成しています。
AQ	所管課に証書類の提出を求めている他、財務上の執行状況の実査及びヒアリングにおいて入手し、その有効性、効率性を確認している。
AR	定期監査・行政監査において、事務事業や予算の執行が法令等に則り適正に処理されているか、また、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、実地に対象課で各種書類等の審査、確認、質問等により監査している。

回答 No2.No

■追加質問（問 13-5）//記載しなかった理由を教えてください。（自由記載）

A 監査等の着眼点に記載しており、監査等の結果には再掲していない。

(別紙)

B	行政監査は公有財産を対象としたため（財務監査は記載）
C	「重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合」はなかったため。
D	監査基準を踏まえただけでの監査であるため、具体的な指摘をしている。
E	「最大の効果を上げるよう」の基準が無いため判断できない。
F	裏付けとなる資料が無いため
G	法令違反等著しく適切さを欠くものは「指摘」とし、組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるものは「意見」として記載するため。
H	事例がないため
I	監査で確認ができなかったため。
J	事実確認ができていないため
K	裏付けのための具体的な手法を模索中であり、検証できていないから。
L	地方自治法における基本原則であるため特段の記載はしていないが、個別に指摘等をしている
M	3 E 監査の手法の検討が進んでおらず、経済性等の観点からの監査を実施していないため。
N	合規性、正確性とは異なり、客観的な判断を行うことが難しいため、効果をあげている、合理化が図られているといった表現ができない。
O	当該事項と同趣旨の表現として「法令に適合し適正かつ効率的・経済的に執行されている」の文言を用いている。
P	必要と認められる事項がないため
Q	注意事項とした案件に該当するものがなかったため。
R	記載が必要となる重要な点はなかったため。
S	特段、指摘事項や検討・要望事項とすべき事案の該当がなかったため。
T	「重要な点」については監査報告書に記載するものとし、「重要な点」以外の軽易なものについては監査報告書への記載は省略しており、報告書の記載に該当するものがなかったため。
U	監査基準に規定しており、各種監査報告書で、監査基準に準拠している旨を表示しているため。
V	監査基準策定前から使用する監査等の結果に関する報告の様式について、上記の内容を記載する改訂を行っていなかったため。
W	「適正かつ効率的に執行されているか」という違う表現に置き換えて記載している。
X	重要な点において上記のような事項が認められる場合にその旨を記載するとの定めにしており、これまでのところ、特に該当する事例がないため。

回答 No3.その他

■（自由記載）	
A	同じ文言ではないが、同等の内容を記載している。
B	結果報告書に記載する監査の着眼点として同様の趣旨の事項を記載した
C	事務事業によって。
D	結果報告書に監査の着眼点（財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか等）を記載し、結果は「指摘事項なし」等といった記載を行っている。
E	同様の内容を記載
F	実施していない。
G	必要に応じて記載することになっている

(別紙)

H	・監査基準に準拠して実施した旨の記載としている。
I	実施要領で定めた着眼点を基本と記載
J	事務の執行及び事業の管理が適正に処理されているものと認めた旨を記載した。
K	監査結果に記載はしていないが、監査等の実施にあたって、代表監査委員から、「監査の宣言」を行う際に、その旨を述べている。
L	以前は、記載していないものもあったが、今は記載するように改善した。
M	従来の様式で「おおむね適正」とし、効果についても包含しているとの考えから。
N	これまでの監査結果においては、なんらかの指摘事項や注意事項があったため、記載した例はない。
O	「最小の経費で～」については記載していない。
P	類似内容の意見として、記載。

問 14 地方自治法第 150 条に基づく内部統制評価報告・審査制度を導入していますか。

回答 No2.導入準備中

■追加質問（問 14-2）//導入予定年度を教えてください。（自由記載）

A	令和 5 年度導入予定
B	令和 5 年度
C	内部統制を試行導入した R3.10.1 から 2 ～ 3 年後（未定）
D	令和 5 年度
E	令和 6 年度
F	未定
G	令和 8 年度
H	令和 6 年度
I	令和 5 年度
J	令和 5 年度

問 15 地方自治法第 150 条に内部統制評価報告・審査制度が規定されたことによって、定期監査等における内部統制の整備運用状況に係る監査の実施方法や実施手続きに何らかの影響がありましたか。

回答 No1.影響があった。

■追加質問（問 15-2）//どのような影響がありましたか。（自由記載）

A	監査基準の中でリスク監査が表裏一体として活性化
B	・内部統制に依拠することし、財務監査の監査項目を削減した。 ・内部統制制度を運用するうえで設定したリスクと重複する項目を原則として監査対象から除外した。
C	内部統制行動計画における実施報告書等の提出を求め、定期監査において内部統制の整備・運用が適正に実施されているかなどを確認した。
D	全庁的な内部統制導入を見据えた定例監査を実施し始めた
E	評価報告書を考慮して監査を実施している。

(別紙)

F	定期監査実施時に内部統制体制の整備状況(リスクへの対応)について各所属の評価、措置等を報告してもらい、それについて監査委員が確認している。
G	第31次地方制度調査会や地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会での議論等を踏まえ、各地方公共団体にある内部統制に依拠した監査の実施をするようになった。具体的には、総務省の実施要領にあるとおり、リスクの程度や大きさ等を勘案し、監査資源の効率的な配分を行うことなどが挙げられる。
H	当該審査の実施に向けて、内部統制の整備運用状況を確認しておく必要が生じることとなった。
I	実地調査方法に一部変更あり
J	定期監査において内部統制の整備運用状況について確認を実施している。
K	リスク対応策の確認や、内部統制に依拠した効率的な監査の推進を行っている。
L	令和4年度の監査において、内部統制評価報告書の審査に先立ち、知事部局の本庁各所属における内部統制の取組状況を確認することとした。
M	令和2年度から内部統制に依拠した監査を実施しており、事務誤りだけでなく誤りのリスクについても指導し、職員向け掲示板でも解説しているため、正しい事務処理について少しずつ浸透してきている。
N	定期監査の際、所属に自己評価の実施状況や前年度の評価結果を踏まえた改善状況に関する調査票を作成・提出するよう依頼し、内部統制の実施状況について確認を行うようになった。
O	内部統制制度の導入に伴い、当制度に委ねることが可能な財務事務の定型的なチェックを定期監査の対象から外している
P	内部統制に依拠して監査を実施する必要がある、現在その手法について検討中
Q	内部統制に依拠した監査を行うため、整備運用状況の継続的な把握が必要となった。
R	内部統制推進部局との連携により、監査等の対象のリスクを事前に把握した上で監査等を実施できるため、監査等の充実に寄与している。
S	令和元年度から、各部署に「リスク評価シート」の作成を依頼し、各部署の主要な事務事業における財務及び財務以外の重要なリスクを自己評価しその防止策及び発生時の対策を検討してもらうことにより、事故発生防止及び発生時の被害を最小限に防ぐための内部統制体制の確認を求めています。また、リスク評価シートは監査委員に配布し、定期監査の質疑に活用しています。
T	監査の着眼点等に内部統制のリスクを加え、リスクに対する取り組みをヒアリングしている。
U	確認項目の追加(リスク評価シートへの記載内容の聴取など)
V	定期監査の中で行うリスクチェックシートの確認作業を強化した。
W	リスク管理の状況に関し、アンケート形式での状況把握・監査を行っている。

回答 No2.これから影響があると思われる。

■ 追加質問 (問 15-3) //どのような影響があると思われますか。(自由記載)	
A	内部統制導入後、監査手法(仕方)や必要な情報入手に影響があると思われる。
B	監査委員による評価報告書の審査は、内部統制の本格導入後に開始するため、それまでに監査の実施方法や実施手続きの見直しを検討すると思われる。
C	リスク評価とその対応について、今後、その内容に踏み込んだ監査を進めていくべきと思われる。
D	事務処理のミス等の指摘は、内部統制に委ねる部分が増加してくる。
E	監査等の対象リスクの内容及び定道を検討した上で、効果的かつ効率的に監査を実施する必要がでてくると思う。
F	内部統制そのもの及び運用状況を監査委員が監査することで評価する。
G	内部統制による検査項目、実査資料を活用する等、監査業務効率化を含めて監査内容を検討していくことが想定される。

(別紙)

H	定期監査等における確認項目が増えることで、これまで以上に事前準備及び事後処理に時間を要することが考えられる。
I	周辺自治体の当該制度の導入が進む可能性があり、その場合は当市の導入に係る検討が進むものと思われる。
J	従来の監査と異なり、内部統制（執行部側の自主規制、自主てきな統制（ガバナンス））に対するチェックが行われることにより、執行部側の統制・統治が求められる。
K	内部統制に依拠した監査等を充実し、徹底していく必要があると認識している。
L	整備状況によってリスクに応じた監査を実施するようになる。
M	現時点で具体的な影響までは想定していないが、何らかの影響はあると考えている。
N	各部署において主な財務事務のフローを点検しており、今後事務の一層の適正化が進むと思われるため
O	現状、本市では制度が導入されていないが、導入された際には制度の運用状況に即し監査の実施方法の検証・変更が必要となると思われる。
P	市長部局において内部統制評価制度が未作成であるが、整備された場合は、内部統制評価に基づく監査を実施する必要がある。
Q	内部統制がどのように制度化され、機能してくるかにより、影響が分かってくると思われます。

回答 No4.その他

■（自由記載）	
A	Q 1 4 で導入の計画なしと回答。
B	監査対象のリスクの内容等を検討するため、内部統制に依拠する程度を勘案しながら効率的な監査を実施することとしている。
C	導入していないため
D	制度については未実施
E	現在試行運用中のため、今後どのような影響があるのか、現時点では判断はできていない。
F	影響があるかどうかわからない。
G	現在のところ影響はない。
H	本市では未整備のため回答できません。
I	導入していない。
J	内部統制制度は導入されていませんが、以前から財務監査においてリスクのありそうな事務や他市で問題のあった事例について、定期監査等において監査対象としています。
K	導入していないため不明
L	不明
M	検討中のため影響度は分からない
N	定期監査においてマニュアルの整備状況等を聞き取っている。
O	令和 4 年度に制度を導入し、令和 5 年度に初めて審査を行うことになるため、まだ影響について判断できる状況にはない。
P	実施していない
Q	導入していない
R	わからない
S	導入していません

(別紙)

T	導入検討中のため、影響があるかどうか分からない。
U	内部統制の状況はマニュアルの確認程度であるが、今後当市も導入となった際には、より詳細な審査が必要となる。
V	総務省ガイドラインにあるとおり、内部統制を前提として、より本質的な監査業務に人的及び時間的資源を重点的に振り向けていくよう努める必要がある。
W	当市では、内部統制評価報告・審査制度については現在、市長事務部局において導入の可否について検討している段階であるため、現在のところ大きな影響はありません。同制度を導入することとなった場合は、内部統制評価報告書の評価及び審査結果を前提に、内部統制に依拠した、より効率的かつ効果的な監査を行えるよう、実施方法について見直し、検討することになると思われます。
X	実施方法について検討が必要になると思われる
Y	導入が未定のため、現在その影響は不明である。
Z	内部統制の重要性は認識しているため、今後の市の導入状況を注視している。

問 16 地方自治法第 150 条に内部統制評価報告・審査制度が規定されたことによって、各所管部局の事務は改善（合規性違反や不正確な事務の減少、能率・効率性の上昇等）されていると感じていますか。

回答 No1.Yes

■追加質問（問 16-2）//どのような点が改善されましたか。（自由記載）	
A	監査体制の改善につながる
B	財務に関する監査項目において指摘数が減少し、ミス防止の意識改善が見られたものがあつた。
C	財務事務における不正確な事務が減少傾向にある。
D	内部統制の試行をしている
E	事務のチェックリストが整備され、事務の合規性や正確性が上昇した。
F	リスク管理など内部統制の意識向上につながっている。
G	定期監査等で指摘のあつた事項について、指摘された部署に限らず全庁的に認識を持つようになった。
H	事務処理ミスを減少させるため、各種業務にチェックシートが導入された。
I	具体的に監査で指摘した事項において、改善が見られた。
J	軽微な誤りや指摘・意見事項の件数が減少した。
K	リスク評価・点検シート（内部統制推進部局作成）に記載されたリスクに関して、各所属においてチェックがなされ、監査前に発見・是正されていることが増えている。
L	Q 15_2と同じ。
M	郵券の管理において、全庁での事務の統一化が図られた。
N	令和 2 年度と比較して、令和 3 年度において不備が若干減少した。
O	市長事務部局内において、内部監査が実施されることとなった。
P	具体的な数字には現れていないが、リスクマネジメントは浸透している。マネジメントの基本である内部統制に係る不備の発生の報告が定着した。
Q	契約内容の記載や履行確認が不十分であつた指摘事項などが減少
R	各職場での職場会議等を通じて内部統制に対する意識が少しずつ高まっている。
S	不適正事案が顕在化することにより、事務の改善策が検討され、同種の不適正事案の発生が減少した。

(別紙)

T	今までも内部統制はどの部署にも存在し、内部統制を意識した業務が実施され、チェック体制や事務の効率化等改善されている。
U	職員の意識向上、リスクに対する情報共有等。
V	リスクを識別・評価し、対応策を講じることによる事務の適正な執行

以上

2023年2月吉日

監査委員事務局 御中

日本公認会計士協会近畿会 公会計委員会による
地方自治法改正対応に関するアンケート実施（第2回）について

日本公認会計士協会近畿会
会長 後藤 紳太郎
担当副会長 安原 徹
公会計委員長 福竹 徹

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日本公認会計士協会 近畿会では、地方公共団体の監査制度を継続的に研究しており、令和2年度において各団体に対して地方自治法改正（監査基準の制定・内部統制制度の導入）対応に関するアンケートを実施いたしました。この度、制度の運用実績を踏まえ、法改正対応に関する実務上、運用上の課題を明らかにするため、アンケートを再実施することを企画いたしました。当該アンケートの回答の集計・分析結果につきましても、前回同様、地方公共団体の皆様に情報提供させていただくことを予定しております。

ご多忙のところ恐縮ですが、裏面にご案内します、回答ウェブサイトにアクセスいただき、回答記入にご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

本調査実施においては、全国都市監査委員会様から調査趣旨にご賛同いただき、ご協力を得ていることを申し添えます。

なお、本調査で集計するデータは統計的に処理し、地方公共団体名および個別の回答内容が公表されることはありません。調査結果はアンケートにご回答いただきました地方公共団体にご報告するとともに、後日その概要内容を日本公認会計士協会 近畿会からの報告等として公表することを予定しております。

趣旨をご理解の上、ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

【お問合せ先】日本公認会計士協会近畿会（担当：和田）
大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル2階
電話：06-6271-0400 FAX：06-6271-0415

問1：貴自治体名

問2：自治体区分

- 都道府県
- 政令指定都市
- 東京 23 区
- 中核市
- その他一般市他

問3：令和3年1月実施の公認会計士協会近畿会公会計委員会アンケート「地方自治法改正対応に関するアンケート」に回答いただいていますか

- Yes
- No
- わからない

問4：監査委員監査の位置づけについてどのように考えていますか

- 自治体のガバナンスの要である。
- 自治体のガバナンスの要は、首長と議会と市民のチェック&バランスであり、監査委員監査はこれを補完するものである。
- その他

問5：監査委員監査の目的について考え方が近い方を選択ください

- 決算や事務が正しいことについてお墨付きを与える（保証する）ものである。
- 決算や事務の課題を指摘することにより改善を促すものである。

問6：貴自治体の監査基準はどのように作成されましたか

- 総務省の監査基準（案）ほぼそのまま
- 総務省の監査基準（案）をベースとして、適宜調整
- 全国都市監査委員会（全都監）監査基準ほぼそのまま
- 全国都市監査委員会（全都監）監査基準をベースとして、適宜調整

独自に作成

その他

問7：貴自治体の監査基準の制定はいつですか（適用開始日の属する年度で回答願います）

令和4年度

令和3年度

令和2年度

令和元年度

平成30年度

平成29年度以前

問8：貴自治体の監査基準の最近の改訂はいつですか（字句の修正等軽微なもの除く）（適用開始日の属する年度で回答願います）

令和4年度

令和3年度

令和2年度

令和元年度

平成30年度

平成29年度以前

改訂したことはない

問9：貴自治体の監査基準の改訂（法律の改訂によるものは除く）に対する考え方について一番近いものを選択してください

基本的には改訂すべきではない

頻繁に改訂すべきではない

柔軟に改訂すべきである

問10：貴自治体の監査基準の位置づけについてあてはまるものを全て選択してください（複数回答可能）

絶対に守るべきもの

可能な範囲で遵守すべきもの

- 監査のあるべき姿
- 監査を行うに当たって必要な基本原則
- 監査において指針となるもの
- 監査における具体的な監査手法を示したもの（監査マニュアル）
- 監査の実施水準を示すもの
- 監査を対外的に説明するもの
- 地方自治法を補完するもの
- 監査委員事務局の運営の方向性を示すもの
- 監査委員及び事務局職員の責任範囲を示すもの

問 11：現在、貴自治体の監査基準と監査業務とに乖離を認識しているところがありますか。

- 乖離は認識していない。
- 軽微な乖離はあるが、監査基準の見直しは予定していない。

⇒ **問 11-2**：乖離の内容を教えてください。

特にコメントなし／記載は省略する

- 乖離しているので、監査業務を見直す予定である。

⇒ **問 11-3**：乖離の内容及び監査業務の見直しについて教えてください。

特にコメントなし／記載は省略する

- 乖離しているので、監査基準を見直す予定である。

⇒ **問 11-4**：乖離の内容及び監査基準の見直しについて教えてください。

特にコメントなし／記載は省略する

- 乖離しているが、対応方針は未定である

⇒ **問 11-5**：乖離の内容を教えてください。

特にコメントなし／記載は省略する

- 過去には乖離していたが、監査業務を見直して解消した。

⇒ **問 11-6**：過去の乖離について教えてください。

特にコメントなし／記載は省略する

- 過去には乖離していたが、監査基準を見直して解消した。

⇒問 11-7：過去の乖離について教えてください。

特にコメントなし／記載は省略する

その他

問 12：地方自治法改正（平成 29 年改正、主には令和 2 年度適用開始）を受けて、その後の監査業務は、地方自治法改正適用前と比べて、変わりましたか（新たに設けられた内部統制評価報告・審査制度は除く）

監査業務は変わっていない

監査業務への大きな影響はない

監査業務に大きな影響があった。

⇒問 12-2：どのような影響がありましたか

特にコメントなし／記載は省略する

問 13：貴自治体の監査基準において、財務監査・行政監査に関する監査結果として、「監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること」を記載事項とする旨定めていますか。

Yes

⇒問 13-2：記載している理由を教えてください

特にコメントなし／記載は省略する

No （⇒問 14 へ進みます）

問 13-3：（問 13 で Yes と回答された自治体へ）

財務監査・行政監査に関する監査等の結果として、実際に上記の内容を記載しましたか。

Yes

⇒問 13-4：「最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること」についての記載に対して、その裏付けをどのような手続によって入手しましたか

特にコメントなし／記載は省略する

No

⇒問 13-5：記載しなかった理由を教えてください。

特にコメントなし／記載は省略する

その他

問 14：地方自治法第 150 条に基づく内部統制評価報告・審査制度を導入していますか

導入済み

導入準備中

⇒問 14-2：導入予定年度を教えてください

特にコメントなし／記載は省略する

導入検討中

導入の計画はない

問 15：地方自治法第 150 条に内部統制評価報告・審査制度が規定されたことによって、定期監査等における内部統制の整備運用状況に係る監査の実施方法や実施手続きに何らかの影響がありましたか

影響があった

⇒問 15-2：どのような影響がありましたか

特にコメントなし／記載は省略する

これから影響があると思われる

⇒問 15-3：どのような影響があると思われますか

特にコメントなし／記載は省略する

影響はほとんどない 又は 影響はない

その他

問 16：地方自治法第 150 条に内部統制評価報告・審査制度が規定されたことによって、各所管部局の事務は改善（法規性違反や不正確な事務の減少、能率・効率性の上昇等）されていると

感じていますか

Yes

⇒問 16-2：どのような点が改善されましたか

特にコメントなし／記載は省略する

No

問 18*：ご回答いただきました自治体様に限り、回答結果を速報データとしてご案内いたします。

希望する

しない

問 20*：所属の部署名

問 21：ご担当者様のお名前

問 22：メールアドレス

その他：当アンケートの回答に際して事務連絡等がございましたら、ご記載ください。

連絡事項なし

その他

(*）問 17,問 19 は欠番となっております。

以上